

1 3 埼玉県衛生研究所報投稿規程（令和2年4月20日改訂）

1 目的

この投稿規程は、埼玉県衛生研究所報（以下、所報と言う）への投稿に関し必要な事項を定める。

2 掲載する内容

所報は、埼玉県衛生研究所で行った調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務に関する内容を中心に、概ね次の項目を年度終了後に掲載し、発行する。

- (1) 沿革
- (2) 組織及び事務分掌
- (3) 業務報告
- (4) 研修業務
- (5) 総説：各種論文に基づく総説であり、投稿により掲載する。
- (6) 衛生研究所研究費事業報告：所費による研究事業について、前年度の研究結果を掲載する。
- (7) 調査研究：印刷物として未発表であり、新知見を含む調査研究に関するものとし、投稿により掲載する。
- (8) 資料：試験検査、調査等の成果をまとめたものであり、投稿により掲載する。
- (9) 紹介：当該年度の他誌発表論文及び学会等発表の内容紹介。
- (10) えいけんプラン
- (11) 投稿規程

3 所報編集委員会

所報の編集を行うために、所内に所報編集委員会（以下、委員会と言う）を設置する。

委員会の組織、業務については、別に定める埼玉県衛生研究所報編集委員会設置要領に従う。

4 原稿の形式、書き方

原稿の形式及び書き方は、別に定める埼玉県衛生研究所報原稿作成要領に従う。

5 原稿の提出・取り扱い

- (1) 原稿は、その職員が所属する担当の室長またはグループリーダーの同意を得たうえで、委員会の事務局に提出する。ただし、室長及び室長職のいない担当のグループリーダー以上の職員は、直接、委員会の事務局に原稿を提出する。
- (2) 提出された原稿の掲載の可否（図・表を含めた原稿の訂正等の指示を含む。）等の取り扱いについては、委員会で決定する。ただし、委員会は必要に応じて、委員以外の職員に提出原稿に対する意見を求めることが出来る。

6 著作権

所報に掲載されたものの著作権は、衛生研究所に帰属する。